

環境保全型農業直接支払制度に関する第三者委員会設置要領

令和 2 年 9 月 17 日付け 2 生産第 1107 号

1 趣旨

環境保全型農業直接支払交付金実施要綱（平成 27 年 4 月 2 日付け 26 生産第 3315 号）第 5 に基づき、交付金の交付状況の点検及び効果の評価等を行う中立的な第三者機関として「環境保全型農業直接支払制度に関する第三者委員会」を設置する。

2 会議の招集

会議は、農林水産省生産局長（以下「生産局長」という。）が招集する。

3 委員

- (1) 委員は、別紙のとおりとする。
- (2) 委員長は、委員の互選により選任する。
- (3) 委員長は、必要に応じ委員長代理を指名することができる。
- (4) 生産局長又は委員長は、委員のほか、必要に応じて委員以外の者を会議に出席させ、意見の表明や説明を求めることができる。
- (5) 委員の任期は令和 7 年 3 月 31 日までとする。
- (6) 委員の代理出席は、原則として認めない。

4 審議事項

委員会においては、環境保全型農業直接支払制度に係る次に掲げる事項を審議する。

- (1) 交付金の交付状況の点検及び効果の評価
- (2) その他環境保全型農業の推進において検討すべき事項

5 公開

- (1) 会議は公開とする。ただし、会議の運営に著しい支障があると認められる場合には、非公開とすることができる。
- (2) 議事概要等は原則として公開するものとする。

6 事務局

会議に係る庶務は、農業環境対策課において処理する。

附則

この要領は、令和 7 年 3 月 31 日限りその効力を失う。

(別紙)

環境保全型農業直接支払制度に関する第三者委員会 委員名簿

いちだ ともこ
市田 知子

明治大学農学部 教授

いぬぶし かずゆき
犬伏 和之

千葉大学 名誉教授

おおくぼ さとる
大久保 悟

国立研究開発法人 農業・食品産業技術総合研究機構
農業環境研究部門 農業生態系管理研究領域
生物多様性保全・利用グループグループ長補佐

おか としひろ
岡 敏弘

京都大学大学院公共政策連携研究部 教授

こたに あゆみ
小谷 あゆみ

農業ジャーナリスト・フリーアナウンサー

ほしの ともこ
星野 智子

一般社団法人環境パートナーシップ会議 副代表理事

みついし せいじ
三石 誠司

宮城大学食産業学群 教授

(五十音順、敬称略)